

公益社団法人扶桑町シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人扶桑町シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第28条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員と非常勤役員とを問わず無報酬とする。

(公表)

第4条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人扶桑町シルバー人材センター役員等費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人扶桑町シルバー人材センター（以下「センター」という。）役員等の役員固有の職務に係る費用の弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 費用弁償を支給する役員等の範囲は、定款第22条に定める役員、並びに地域班設置要綱第4条に定める班長、安全委員会規程第3条第3号に定める職域代表、理事及び監事候補者選考要綱第4条第2号に定める地域組織を代表する者、女性委員会設置規程第3条第1号に定める女性委員、顕彰規程第4条第3号に定める地域班役員、その他会長が認めた者とする。

(支給額)

第3条 費用弁償の額は、別表により予算の範囲において支給する。

2 役員が、センターの業務上の必要により出張したときは、旅費を支給する。この場合は、職員の給与及び旅費に関する規程を準用する。

(委 任)

第4条 この規定の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表8（第3条関係）

会 長	月 額	10,000円
副 会 長	月 額	4,000円
班 長	年 額	5,000円
その他の役員等	1回につき	2,000円